

令和3年度（2021年度）
第5回公共事業評価専門委員会
会 議 録

日 時：令和3年11月2日（火）13：30～18：00
場 所：北海道第二水産ビル4階 4S会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
副委員長	渡部 要一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	中前 千佳	(一社)北海道開発技術センター主任研究員

【事務局（北海道）】

総合政策部計画局計画推進課長

総合政策部計画局計画推進課課長補佐

建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長

建設部建設政策局建設政策課主幹

川村 秀明

上坂 勇人

中野 雅博

今堀 浩一

ほか

1 開会

2 議事

(1) 令和3年度公共事業再評価対象地区の審議・報告

ア 個別評価地区の審議 [13地区]

全員評価地区

「06-08 道営土地改良事業費（農地整備事業） 三重地区」

【農政部農地整備課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【内田委員長】

補足資料 P13 の変更①の1点目について、農地の流動化によって事業参加が増えたといったことは、このような事業でよく説明を受けるが、農地の流動化による参加農家の増減の理由が不明瞭なため、やむを得ない理由に当たるかどうかを説明してもらいたい。

【農政部農村計画課】

三重地区の場合、後継者不足等によって事前評価時点では整備要望のなかったほ場について、非効率的なほ場は引き受け手が見付からないことから、地域における整備水準の平準化と将来にわたる円滑な農地流動化を進めるため、地元農家の間で話し合いが進んだ結果、事前評価後に整備意欲が高まって区画整理の面積が増加した。

【内田委員長】

事前評価時点でもう少しきちんと計画を立てていたら、農地の流動化によって9億3千万円も増加しないような気がするが、そういうわけではないのか。

【農政部農村計画課】

補足資料 P13 の変更①については、平成26年5月の公共事業評価専門委員会における審議後、同年11月下旬の採択申請までの間に生じた要望変更となっている。

この地区では、平成20年から平成24年にかけて、地域の農業者の代表に対して事業説明会を実施しているほか、関係農業者の要請に応じて空知総合振興局が事業制度等の説明を行っている。これを受けて、平成24年7月には地元による整備要望の最終確認が行われ、同年8月には南幌町が策定する農業農村整備事業管理計画に位置付けられた。南幌町では、南幌町、北海土地改良区、南幌町農業協同組合の職員で構成されるセンター方式により農業農村整備事業の取りまとめが行われており、取りまとめ後に申請者の北海土地改良区から空知総合振興局に整備要望が提出されている。

若干短期間ではあったが、この地区では取りまとめ後に、地域の事業に対する機運が高まったということである。

【内田委員長】

今の話を聞くと、最終確認は形骸化しているのではないか。

全く最終確認とは言えず、同じ年の5月から11月の間で大幅に変更となっており、きちんと計画を立てていたら、通常はこのようなことは起こり得ないという印象があり、事前評価後に変更とならないよう、毎回、農政部には求めているところである。

【千葉委員】

様式3のⅦを見ると、令和2年度に変更して、その翌年の令和3年度にも約10億円の増額となっており、設計が終わっている段階だと思うが、令和2年度に変更して、またすぐ令和3年度に変更が生じる理由は何か。

【農政部農地整備課】

調査設計は全部を一度に終わらせるのではなく、施工順序に合わせて実施している。

令和2年度は変更②の1点目の理由による区画整理面積の増加が主な理由の一方で、令和3年度は調査設計を行った結果、工法等を変更したことによる増額となっており、令和3年度の変更は事業量の変更を伴うものではない。

【千葉委員】

変更③の理由は令和2年度でも把握できると思うが、令和3年度にならないと把握できなかったということか。

【農政部農地整備課】

変更③の内容は令和4年度以降の施工箇所に対して調査設計を行った結果であり、地区全体で同一条件ではないことから、令和2年度に把握することはできなかった。

【千葉委員】

変更③の2点目では現地発生土が不良土だったと記載しているが、これ以前の施工箇所は違う状況だったものの、令和3年度に調査設計を行った場所だけがこのようになっていたということか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。

【千葉委員】

変更③の1点目で、区画整理の工法変更によって事業費が増額と記載しているが、その前の変更②の1点目で大区画化が決定しているにもかかわらず、田差が大きいということも令和3年度にならないと分からなかったということか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。変更③の1点目は、当初計画から更に大区画化への要望があったことから、調査設計を行った結果、当初計画より田差が大きくなって工法が変更となった。

【千葉委員】

令和2年度からの1年で大幅な増額になるということは、調査設計が未了の場所があって、今後も同様の増額が生じる可能性があるということか。

【農政部農地整備課】

調査設計は毎年度実施しているが、事業量や事業費の変更は煩雑となることから複数年ごとにまとめて行っており、変更③に記載の変更内容や過年度の実績等を踏まえて必要な検討を行っているため、今後は増額となる予定はない。

【千葉委員】

了解した。

【厚井委員】

事業効果の維持管理費節減効果について、大区画化によって効率性が向上するにもかかわらずマイナスになっており、具体的にどのような効果なのか説明願いたい。

【農政部農村計画課】

維持管理費節減効果は主に用排水施設を対象としている。農業農村整備事業では施設がなくなった場合のことを考え、その場合には維持管理費が掛からない。一方で維持管理する施設がある場合には維持管理費が掛かる。このため、維持管理費節減効果は全ての農業農村整備事業でマイナスの効果となって現れる。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

補足で説明するが、機能低下しつつも現況の施設がある状態と、その施設がなくなるわけではなくて施設の機能がゼロになった状態を想定し、施設の機能がゼロの場合は最低限必要な維持管理費だけを計上することから、現況よりも施設の維持管理費が掛からないためマイナスとなる。

【厚井委員】

マイナスの効果であれば計上しない方がよく、維持管理費は費用で計上するイメージだが、マニュアルに事業効果として位置付けられていて、必ずマイナスになるのは仕方がないという理解でよろしいか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【渡部副委員長】

区画整理について、前回評価の 335ha から面積が増えたこと以外に、補足資料 P13 と P14 にはそれ以外の増額の内訳が記載されているものの、事業費は前回評価の 892 百万円から 3,459 百万円になっており、面積の増加割合に対して事業費の増額割合が大きい、事業費が特に大きく増えた理由を教えてください。

区画整理の面積増加に係る背景や増額の内訳は記載しているが、前回評価からの増額のほぼ全てが区画整理の増額となっており、何が一番の要因なのかを教えてください。

【農政部農地整備課】

補足資料 P13 の変更①の 1 点目に記載のとおり、事業参加が増えたことによって 9 億 3 千万円の増額となっている。これに伴い、変更①の 2 点目に記載のとおり、用水路や排水路を区画整理工種に移行している。このため、区画整理の面積増加に伴い、単独工種としていた用水路と排水路を区画整理に含めたことで増額となっている。

【渡部副委員長】

それは分かるが、面積の増加割合に対して事業費の増額割合が尋常ではないため、今の内容はそれに対する説明になっているのか。

【農政部農村計画課】

今の回答と同じ説明になるが、この地区では区画整理の面積増加に伴い、換地によって効率的な施設配置を含めた整備を行っている。

区画整理の面積は、様式 3 のⅦの変更理由・内容の変更①の 1 点目により 71ha の増加、換地を伴う区画整理のエリアが拡大したことにより、単独で整備予定だった暗渠排水の区画整理への移行により 53ha の増加となっているが、面積以外に用水路や排水路の施設配置の見直しエリアが広がったことから、事業費の増額割合は単純に面積の増加割合になっていない。

【渡部副委員長】

区画整理の面積増加によって、移設しなければいけない施設も区画整理に含まれてしまうということか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【渡部副委員長】

言葉で聞くと分かるが、ここまで増額となるものなのか。

【農政部農村計画課】

水田地帯の場合、ほ場には必ず用水路、排水路、耕作道をセットで整備するため、畑地帯の事業に比べると面積当たりの事業費が高くなる。

【渡部副委員長】

明瞭に理解できる回答ではない。

例えば一般的な事業の場合、施設造成の初期投資は高くなるものの、量的に増える分にはコストパフォーマンスが働いて単位当たりの事業費は安くなるが、この地区の場合は増加した面積以上に事業費が増額となっており、その理由を説明してもらいたかった。

【農政部農村計画課】

前回評価では現況施設を有効活用する予定であったが、区画を大きくして営農する上で、将来を考えて投資するという地域の話合いの結果、今回評価の内容にまとまった。

【渡部副委員長】

区画整理の中に必要な整備が含まれたことから費用が増額したということか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【中前委員】

様式3のⅣの進捗状況について、進捗率が「用地費及補償費」は20%、「換地費」は21%となっているが、これまでの経過年数から残り3年で全て完了するのか。また、「用地費及補償費」は令和4年度で完了となっているが、残り8割が令和4年度だけで終わるのか。

【農政部農地整備課】

「用地費及補償費」は今年度までの進捗率が20%となっているが、支障物件が多くなかったことが理由で、残りは電柱移設と水道移設となっており、令和4年度で完了する見込みである。

「換地費」は区画整理完了後に確定測量や換地処分を最後の2か年で行うため、現時点の進捗率は低いですが、予定どおり完了する見込みである。

【中前委員】

完了予定を令和6（2024）年度としているが、予定どおり進んでいて事業期間が延伸する可能性はないということか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。

【内田委員長】

聞いている限りだと、これまでの事業と同様に、来年度に調査設計を実施した際に農家から追加や取り止めの要望が出て、それを認めることで変更が生じると判断せざるを得ないが、どのように扱うべきか。

これまでの進め方を勘案すると、来年度も確実に変更が生じると考えられるが、一方的な農家の都合による要望が来年度に出てきた場合に、その要望を認めてしまうのか。

【農政部農地整備課】

農家からの要望は、内容を吟味した上で、一体的な整備が不要であれば取り込まないといった選択肢があるほか、事業費が足りないといったこともあるため、要望の内容をきちんと把握して検討しながら進めていきたい。

【中前委員】

農家から追加要望があった場合に、要望どおりに認めてしまうことが多いという印象が非常に強いが、実際に農家の追加要望を断るパターンはどれくらいあるのか。

【農政部農村計画課】

手元に資料がないため、この地区で該当する面積は回答できない。

一般論として、例えば暗渠排水の要望があった場合、地下水位、土壌状況、過去の作物被害状況、排水路の敷高等を調査し、暗渠排水が不要と判断されれば整備を断るといったプロセスを経ており、計画時点でも実施段階でも同様に進めている。

【内田委員長】

北海道政策評価委員会は知事に答申する立場で、評価結果を決定するのは道議会かと思われるが、事業量の変更があった時に、本来、行政は変更を判断する立場になく、決定した計画の内容に従って粛々と事業を進めてもらいたい。

工法変更等の不可避的な状況が発生しない限り、本来は行政の判断で内容を変更するべきではなく、本来は再評価として議論する内容ではない。農政部所管事業は政策評価の決定内容を逸脱している印象である。

【渡部副委員長】

建設部と農政部の事業は事情が違っていて、建設部の場合は橋梁の老朽化や交通需要の増加等を契機として事業が進むため、工法変更等のやむを得ない変更は生じても、基本的には計画どおりに事業が進んでいく。

一方、農政部や水産関係の事業は、事業が進んでいる中で農家や漁師の要望が頻繁に変更になる状況にあると思われる。立てた計画どおりの完成を目指す中で追加要望が出てきた場合に、公共事業の在り方として、行政としての対応方針をもう少し明確にする必要がある。納税者の立場からすると、五月雨で出てくる追加要望に対して行政として時には断ることも必要で、その辺りの考え方をもう少し明確にしてもらいたいと思う。

【内田委員長】

このような大幅な変更が生じないように、これまで何回も要請しているが改善されていない。

【渡部副委員長】

この地区への個別の意見ではなく、全体として意見を付けるべき。

【内田委員長】

意見は全体に付けることとし、この地区は事業継続を認めることでよろしいか。

【各委員】

異議なし。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「全体的な意見を付けた上で事業継続は妥当」と認める。

内田委員長担当地区（審議地区）

「06-05 道営土地改良事業費（農地整備事業） 扇山南地区」

【内田委員長】

前回評価の事前評価後から事業採択までの間において、用水路の追加や区画整理の大幅変更

等によって事業費が約2倍になっている。このような短期間で大幅な変更が生じることは、公共事業評価専門委員会における審議経過等が軽視されていると言わざるを得ない。このことから、審議地区と判断した。

【農政部農地整備課】

(事業概要等について、資料により説明)

《 質 疑 》

【事務局（総合政策部計画推進課）】

補足資料 P13 について、事前評価後に事業費が2倍以上の変更となったことから、平成27年2月の平成26年度第5回公共事業評価専門委員会に変更内容が報告されているが、採択年度を1年延期しているにもかかわらず、平成26年度事前評価対象地区として改めて事前評価を行わなかった理由、報告で問題ないとした経緯を教えてください。

【農政部農村設計課】

当時の実施方針等は手元がないものの、今でも採択結果報告を行っており、公共事業評価専門委員会への報告とした経緯は調べていないが、同様の規定に基づいて報告したと考えている。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

確かに、平成25年度当時の実施方針では、評価実施後、事業着手までの間に、事業費について1/2以上又は10億円以上の増減が生じた地区は公共事業評価専門委員会に報告と位置付けられているが、これはあくまで採択年度が変わらない場合と考えている。

この地区は平成27年度の補正予算で事業採択されているが、事実上は平成28年度の事業採択であり、採択年度を1年延期した上に事業内容も全く変わっているため、平成26年度の実施方針に基づいて改めての事前評価が必要だったと考えられることから、今後、事前評価後に採択年度を延期する地区が出た場合は改めて事前評価を受けるべきと考える。

【内田委員長】

実施方針でそのように規定されているのであれば、本来は事前評価を改めて受けることになるため、この地区はそれが漏れていたことになると思われるが、今後、同様のケースが生じた場合は適切に対応してもらいたい。

【農政部農村設計課】

当時の農政部と事務局による調整内容が手元になく、調べてもないため不明であるが、隠していたといったことではなく、恐らく何らかの調整がされたかと思われる。

事前評価後に採択年度を延期した場合、改めて事前評価が必要とのことであれば、今後はそのとおり対応したいと考えている。

【内田委員長】

当時の経緯等をきちんと調べて、別途改めて報告してもらいたい。

【渡部副委員長】

三重地区と同様に、区画整理の面積増加に対して事業費が大きく増えていることが大変気になる。採択年度の1年延期によって整備要望が追加されて事業費が上がっているが、事業費はこのような増えるものなのか。

ある地区の整備に当たって、最初の施工には大きな費用が掛かるが、その後に面積が増えても追加的な費用は下がっていくというのが普通の感覚だが、面積が増えると事業費が2倍になるなど、面積の増加に対して等比級数的に増額する印象だが、もう少し合理的に説明してもらいたい。

【農政部農村計画課】

変更の詳細だが、この地区は三重地区と違って換地を導入していない。

区画整理が増額した内容として、この地区でも農家が大区画化を強く再認識し、標準区画が事前評価時の1.3haから事業採択時には1.5haに変更となった結果、地形条件により田差が大きくなって増額したと考えている。また、単独工種の暗渠排水と客土は併せて大区画化を行うことになり、ある程度の増額となっている。増額の一番の要因は、区画整理の面積が事前評価時点から事業採択時まで114ha増加したことである。

【内田委員長】

通常、工事費は固定費と変動費に分かれており、固定費がある以上、どのような工事でも規模の経済が働いて、面積や数量の増加に対して増額の割合は逓減するはずである。

面積や数量の増加割合よりも増額割合が大きいことは固定費が上昇しない限り論理的な説明ができず、渡部副委員長は合理的な説明を聞きたくて何回も同じ質問をしている。

【農政部農村計画課】

固定費用というのは、例えば現場代理人の建物などは、大きな工事で1棟のみとすればスケールメリットを活かせると思うが、事業費の積算においては無限に大きな工区を設定できないため、固定的な費用が加算されにくい内容となっている。実態として、計画段階の事業費は近傍の同種他事業の実績又は厳密な積算により、ha当たりの費用を基に積算している。

【渡部副委員長】

もしこのように面積を少し増やした際に事業費が急増するのであれば、2つの地区に分割した方が安いのではないかという話にもなってしまう。そうではなく、1つの地区として進めるからには、1つの地区にした方が安いということを明瞭に言ってもらいたい。

そのような説明があれば、地域を一体的に整備するために変更はやむを得ないとなるのかもしれないが、この地区にしても三重地区にしても、面積が少し増えた際に事業費が大幅に増額すると言われてしまうと、2つの地区に分割した方がいいと普通は考える。その辺りが不明瞭である。

【農政部農村計画課】

様式3の工事費内訳の区画整理、暗渠排水、客土の3工種において、今回評価で暗渠排水と客土は0haとなっており、区画整理に工種移行している。

前回評価における事業費は、区画整理241百万円、暗渠排水101百万円、客土49百万円で、合計391百万円になっている。一方で、区画整理の面積は前回評価55haから今回評価165haと3倍に増えているが、前回評価における3工種の事業費合計391百万円を単純に3倍すると約12億円となり、この地区については、面積の増加に対して事業費が大きく増額となっているわけではないと考えている。

【渡部副委員長】

先ほどの三重地区はどうか。

【農政部農村計画課】

地区設定の考え方を説明するが、事業の実施に当たっては事業費から地区を設定するわけではなく、用水系統などの地域の一体性を考慮して設定しており、営農の方向性等も一体であることから、地区のエリアを変更せずに事業を進めている。

【千葉委員】

B/Cの作物生産効果について、この地区は約56億円となっており、受益面積が2倍以上の三重地区は約48億円で、同一事業の他地区を見てもこの地区が突出しているが、その理由は何か。

また、同一事業の他地区では品質向上効果を計上しているが、この地区で計上していない理由は何か。

【農政部農村計画課】

まず作物生産効果について、この地区では玉ねぎ、にんじん、メロン等の収益性の高い作物

が多く作付されており、いずれも単位当たり収量が多いため、整備による収量増加の効果が高く、単価も高いため、他地区と比べて作物生産効果が大きくなっている。

次に品質向上効果について、この地区の用水路は末端散水施設の整備となっており、水稻ではなく畑作物を対象にしているが、本事業における品質向上効果は用水施設の機能が喪失した場合に水稻の品質が低下する効果を計上するため、この地区の用水路では算定していない。

【千葉委員】

結局、品質向上効果は水稻に対しての用水施設の整備がなければ発現しないという理解でよいか。

【農政部農村計画課】

水田整備を行う事業ではそのようなケースが多い。

【千葉委員】

仮に畑作物でも計上されるケースはあるのか。

【農政部農村計画課】

用水施設の整備によって畑作物の単価上昇が見込める場合は、品質向上効果を算定することができる。

【千葉委員】

末端散水施設を整備することによって、このような地区でも品質向上効果が発現するのではないと思うが、そういうわけではないということか。

【農政部農村計画課】

この地区の末端散水施設は水田の転作物である畑作物に水をまく内容となっており、上位事業である国営事業の空知川右岸地区において、末端散水施設による転作物への品質向上効果を算定していればこの地区でも算定が可能であったが、効果を算定するための諸元がなかったことから、この地区では品質向上効果を算定していない。

【千葉委員】

了解した。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

空知川右岸地区では畑かん用水の水量を見込んでいるか。

【農政部農村計画課】

畑かん用水の水量は見込んでいない。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

この地区における末端散水施設の水量は、水田用水として転作物にまく分の水量としてカウントされているということによろしいか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

空知川右岸地区で湿潤かんがいに係る品質向上効果を算定していないため、道営事業のこの地区でも品質向上効果を算定していないということによろしいか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【内田委員長】

末端散水施設の導入経緯はヒアリングの際にも確認したが、補足資料 P13 では平成 26 年の干ばつ傾向を理由として記載しているものの、詳細を確認すると干ばつと無関係な説明であり、疑問を持っている。

昨年度の再評価では農政部所管の個別地区に意見を付しているため、先ほどの三重地区と同様に意見は全体に付けることとして、この地区は事業継続を認めることでよろしいか。

【各委員】

異議なし。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「全体的な意見を付けた上で事業継続は妥当」と認める。

内田委員長担当地区（審議地区）

「06-06 道営土地改良事業費（農地整備事業） 兵村北地区」

【内田委員長】

審議のポイントは先ほどの扇山南地区とほぼ同じ内容となっているが、事前評価後から事業採択までの間において、管水路への変更により用水路が追加となっており、地域の意向確認の方法等に疑義がある。また、事前評価後から今回評価までの間において、様々な理由で事業費が大幅に増額しており、公共事業評価専門委員会における審議経過等が軽視されていると考えられる。さらに、事前評価時の B/C が低く、事業費増加によって今回評価の B/C が更に低下していて、ほぼ 1 になっている。以上の点を踏まえて審議地区と判断した。

なお、この地区の受益戸数は、事前評価時の 37 戸から今回評価では 29 戸と大幅に減少している。

【農政部農地整備課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【千葉委員】

用水路について、補足資料 P8 の写真を見ると最初から整備が必要だと見受けられるが、事前評価時点ではゼロとなっていて、今回評価で 4 億 2 千 4 百万円になっており、事前評価時点で用水路の整備が不要と判断した理由は何か。

また、区画整理について、三重地区や扇山南地区と同様に大区画化を地元が要望したとのことだが、これは受益戸数の減少によってやむを得ず出てきた話なのか、あるいは地域の状況は変わらないが、更なる大区画化がやはり必要という判断になったのか、この地区の状況を教えてもらいたい。

【農政部農村計画課】

まず用水路について、現況は開水路で老朽化が進行し、維持管理等にも苦慮していたことから、今回の事業で水管理や維持管理の省力化を図るため、事前評価時点でパイプラインの要望があった。

【千葉委員】

パイプライン化の話は分かるが、用水路の整備がそもそも必要だったという考えは事前評価

時点ではなかったのか。

【農政部農村計画課】

この地区の用水路は倉沼川第1幹線用水路から水を引いているが、地区内のパイプライン化に当たって事前評価後に水頭圧を調査したところ、圧力が足りないことが判明し、圧力を確保するために今回の用水路に該当する導水路を整備する必要が生じたため、今回評価で用水路1,272mが追加となっている。

【千葉委員】

用水路1,272mは、この地区よりもっと上流の区間になるのか。

【農政部農地整備課】

(事業概要図で用水路1,272mの場所を説明)

【千葉委員】

前回評価におけるパイプライン化の事業費はどこで計上しているのか。

【農政部農地整備課】

様式3では表していないが、区画整理の中に用水路の整備も入っており、区画整理の事業費に計上している。

【千葉委員】

内容は分かったが、区画整理に含めたり単独で記載したりと、表現に統一性がないように思うが、どのようになっているのか。

【農政部農村計画課】

用水路、排水路、耕作道については、区画整理のうち換地によって施設の配置も見直す場合は区画整理の中に含めているが、それ以外の場合は単独の工種として整理している。

また、暗渠排水や客土等の農地を整備する工種については、整備内容に応じて区画整理の中に含める場合もあれば、単独の工種となる場合もある。

【千葉委員】

1点目の質問については了解した。

【農政部農村計画課】

2点目の大区画化について、事前評価時における整備後の標準区画は1.2haであったが、事前評価後に地区の中で話し合いが進んだ結果、事業採択時における整備後の標準区画が2.3ha程度まで大きくなった。

【千葉委員】

内容は分かったが、やはりどの地区も事情は同じで、今や大区画化が普通の流れにもかかわらず、更に大区画化した計画を事前評価時点で示せないことが非常に不思議で、どの地区も事前評価後に地区内で話し合った結果、事業採択時に更に大区画化する内容となっていて、事業費が大幅に増額している。

それであれば、更なる大区画化への意向を農政部できちんと確認する必要があると思うが、いかがか。

【農政部農村計画課】

農政部としても、事前評価の前に事業説明を行い、場合によっては更に前から対応しているが、実態は今回のような状況になっており、精度を高める努力をしていきたいと思っている。

【千葉委員】

納得はしていないが、内容は分かった。

【内田委員長】

この地区では受益農家が大幅に減少していることも大問題だと思っており、ヒアリングでは高齢化の進行を理由としていたが、地域で急激に高齢化が進むわけではなく、事前評価時点から把握は可能である。

農家の要望を適切に把握しているかといった極めて低次元の内容に疑問を持たざるを得ず、学級崩壊したクラスのように、農家は誰も担当者の言うことを聞かなくなっているのではないかとすら思えるが、その辺はいかがか。国策として事業を行っているにもかかわらず、農家に若干の慢心のようなものがあって、ガバナンスを効かせられていないのではないか。

【農政部農村計画課】

担い手だが、様式3では37戸から29戸ということを表示している。

農地整備事業（経営体育成型）は農地の集積や集約化が事業要件の1つとなっており、手元に資料はないが、計画時点から事業完了に向かって集積や集約化によって受益戸数が減少するというのが事業目的の1つとなっているため、受益戸数の減少は当初の事業目的に基づいて集積が進んでいる結果と考えている。

【内田委員長】

そのような資料があるのであれば、きちんと出してもらいたい。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

今の説明は違うと思われる。受益戸数というのは、集積計画に基づく現況と計画の担い手戸数ではないのではないか。受益戸数は現況農地を基にカウントするため、前回評価の37戸から今回評価で29戸になったことは集積の結果ではなく、単純に受益戸数が減少しただけなのではないか。

【農政部農村計画課】

この地区では途中で計画変更を行っていて最終時点の受益戸数を記載しているため、当初計画から考えると、集積計画に基づく離農予定の農家が減少した状態で計画変更の手続きを行っている。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

通常の土地改良法に基づく手順と違って、この地区では換地後の地積に基づく計画の受益戸数を今回評価に記載しているということか。

【農政部農村計画課】

手順では同意徴収を行うため、現況の参加資格者から同意徴収を行っている。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

集積の結果、8戸減少しているわけではないということか。

【農政部農村計画課】

減少した8戸の全てが集積計画に基づく離農かどうかは、手元に資料がないため分からないが、集積自体は本事業の目的となっている。

【内田委員長】

その資料をきちんと紙で提示してもらいたい。

そのような資料の提示もなく、言葉だけで説明されても説得力を持たないため、ヒアリングを踏まえて質問は予想できることから、想定質問として資料は用意してもらいたい。

【内田委員長】

三重地区や扇山南地区と内容が類似しているため、全体に意見を付けることとして、この地区は事業継続を認めることでよろしいか。

【各委員】
異議なし。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】
当該地区の対処方針について「全体的な意見を付けた上で事業継続は妥当」と認める。

柏木委員担当地区（専決地区）

「06-01 道営土地改良事業費（農地整備事業） 中幌向地区」
「06-02 道営土地改良事業費（農地整備事業） 千秋第2地区」
「06-07 道営土地改良事業費（農地整備事業） 信砂地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】
（事業概要等について、資料により説明）

【事務局】（欠席の柏木委員に代わって説明）（専決理由）

中幌向地区について、事業費の増加は用水路整備に係る約10億円の増額が大半を占める。これは、当初予定していた開水路からパイプラインへの変更のため、現状に合わせた対応ということで仕方ない部分である。その結果、B/Cは低下しているものの、進捗は順調で、当初の事業目的も達成される見込みがあることから専決地区と判断した。

補足として、二次政策評価等検討チームのヒアリング結果に示されていたが、この地区は不
等沈下が生じるような泥炭土により構成される軟弱地盤であるにもかかわらず、計画当初からその対策を講じていないことには疑問がある。

千秋第2地区について、事前評価から事業採択までの間に11億5千万円の増額となった。これは、地元の要望により区画整理の対象となる面積が増加したこと起因する。営農者の要望に基づいて高機能なほ場に整備することは土地改良事業の本質ではあるが、事前評価の前におよその計画を立てるべきである。ただ、事業目的の妥当性と進捗状況から専決地区と判断した。

信砂地区について、良質米や転換作物の安定生産のための農地の大区画化や高機能化のための事業であり、地元における農業振興・維持にとって重要である。事業期間の1年延伸と16億5千万円の増額、このうち区画整理で12億円の増額が必要となったが、対象地域は新信砂川沿いの沖積地帯で、本質的に土壌の性質が大きくばらついており、計画時には確認できなかった礫層などの不良土層によって、工法の変更や工種の追加が必要となったことが増額の理由である。事業の完了が見込めることから専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】
当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

中前委員担当地区（専決地区）

「06-03 道営土地改良事業費（農地整備事業） 目名地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】
（事業概要等について、資料により説明）

【中前委員】（専決理由）

この地区は、区画整理において、大区画化の要望に伴って暗渠排水が必要になったことが事業費増額の一番の要因である。これに伴う変更要望を踏まえた結果、事業費が増額となっている。

B/Cは前回評価から0.17低下しているが、受益面積や区画整理面積の減少によるものと聞いていることから、専決地区と判断した。

ただ、同一事業の全員評価地区や審議地区の話を知っていると、地元要望の変化による大区画化は頻繁に起こっていることが分かり、地元要望ばかりが優先されて、それを全て認めて事業を進めていくことは難しいという印象を持った。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

厚井委員担当地区（専決地区）

「06-06 道営土地改良事業費（農地整備事業） 中士別第1地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【厚井委員】（専決理由）

この地区は前回評価からの増額が21億6千万円となっており、比較的大きな金額である。

この地区も他の地区と同様に農家要望の変化があつて、より使いやすい農地に整備するというので、それに伴って施設配置の見直しが生じたというのが一番大きな増額の要因である。それ以外に、自然増、礫や埋木の確認による暗渠排水掘削機種の変更、現地発生土が不良だったことによる購入土への変更といったことも、比較的大きな増額の要因であった。

事業費ベースの進捗率は67%で、調査設計は90%程度が終わっているということで、今後、粛々と事業を進めていける見込みと考えている。B/Cは1.02とかなり低いですが、説明を聞いた限りでは事業の推進に問題はないと考え、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

全員評価地区

「08-01 道路改築事業費 恵庭栗山線地区」

【建設部道路課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【渡部副委員長】

補足資料 P14～16 について、仮橋の橋脚部分が多いことから低水路と高水敷の掘削が必要になったかと思うが、仮橋の規格はいくつかのスパンがあるのか。調べていないかもしれないが、全ての仮橋がこの地区と同じ規格になっているのか疑問で、もっとスパンの長い仮橋があるのではないかと感じたが、規格品のスパンで決まらざるを得ないのか。

【建設部道路課】

仮橋の上部工は既製品でサイズが一定程度決まっているため、それに合わせて下部工のサイズも決まってしまうのが現状である。

【渡部副委員長】

低水路と高水敷の掘削土砂の処理方法を教えてもらいたい。

【建設部道路課】

仮栈橋を架ける際のスロープ部で盛土が必要な箇所があるため、その盛土に掘削土砂を利用している。

【渡部副委員長】

仮栈橋は将来的に撤去するもので、最終的に掘削土砂はどのように処分するのか。

【建設部道路課】

最終的には土砂バンクに登録して、他事業者等が利用できるようにする予定である。

【渡部副委員長】

現地で確認すると悪い土砂ではなかったため、ただ処分するのではなく、しっかりと有効活用を考えてもらいたい。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

中前委員担当地区（専決地区）

「08-02 道路改築事業費 泊共和線地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【中前委員】（専決理由）

この地区は、北電泊発電所の原子力災害発生時における避難道路の複線化を目的として整備を行っている。

事業費の増額理由はトンネル工事における支保パターンの変更、残土処理の方法や処理場の変更となっているが、事業自体の必要性が非常に高く、進捗率は82%となっていて、ある程度工事が進められていること、事業費の増額理由がやむを得ない理由だったということから、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

内田委員長担当地区（専決地区）

「08-03 道路改築事業費 鷹栖東神楽線地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【内田委員長】（専決理由）

事業費の増額理由は、盛土の流用計画、橋梁架替に伴う仮設計画の変更等となっており、比較的やむを得ない理由と判断した。

B/Cは前回評価の1.97から1.60と若干低下しているが、1.5を超えていて十分確保されており、進捗率が60%ということで、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

千葉委員担当地区（専決地区）

「08-15 海岸高潮対策費 大津海岸地区」

「08-16 海岸高潮対策費 度杭崎海岸地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【千葉委員】（専決理由）

2地区の共通点として、平成26年度に事前評価を行っていること、防波堤を整備すること、防波堤は現況よりも海側に設置すること、平成28年4月の海岸保全施設設計の基準と運用の改定を契機に事業費が増額していることが挙げられる。

まず大津海岸地区について、現況の防波堤が低いため、L1津波対策として防波堤を高くする内容で、計画の内容以外に代替策はない。事業費は前回評価から約12億円の増額となっているが、変更内容は海岸保全施設設計の基準と運用の改定に伴う内容のほか、海側に防波堤を設置することによって液状化対策として地盤改良が必要になったことなどとなっている。

次に度杭崎海岸地区について、この地区は高波対策を目的としているため、大津海岸地区とは事業目的が少し異なるが、事業内容はほぼ同じである。事業費は前回評価から約15億円の増額となっているが、変更内容は水中コンクリートや基礎捨石の増加、流用ブロックの流用率減少による損傷ブロックの取壊しと新材の増加、測量設計費の増加等となっている。

いずれの地区もB/Cは高い値となっており、進捗率は20%以下で完了はまだ先であるが、測量設計はほぼ終了しているとのことで、粛々と事業を進めていく段階と考えて専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

審議結果総括

【内田委員長】

それでは審議結果の取りまとめを行う。

今回、審議した13地区は「事業継続に係る今後の対処方針は妥当」と認めるが、三重地区、扇山南地区、兵村北地区については、今後、計画変更や不必要な事業費の増加が生じないように、現行の計画に基づいて事業管理をきちんと行って進めるといった意見を付けて認めることとし、文言は委員長に一任していただく。

以上で本日予定していた13地区の審議を終了する。

(2) 令和2年度公共事業（大規模等）事前評価対象地区の審議

全員評価地区

「08-04 治水ダム建設事業費（実施計画調査） ペーパン川地区」

【建設部河川砂防課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【千葉委員】

補足資料P4で、6つの方策について、7つの評価軸を設けて多角的評価を行ったとの説明があり、右下にコストは示されているが、他の評価軸による比較検討結果を教えてください。

【建設部河川砂防課】

（資料を映し出して、7つの評価軸による評価方法や評価結果等を説明）

【千葉委員】

全ての面において、ダム新設が他の方策より劣るところはないという説明だと理解してよろしいか。

【建設部河川砂防課】

ダム新設が他の5方策と同等以上と判断している。

【千葉委員】

了解した。

【渡部副委員長】

洪水調節施設の設置場所等は来年度以降の調査で検討するものと思われるが、来年度以降の調査において、現時点で選定している重力式コンクリートダムが不適當となった場合、これ以外のダム形式の選択肢はあるのか。

【建設部河川砂防課】

現時点で選定しているダムサイトでは、予備調査として谷幅約 300mに 11 本の地質調査を実施して、岩盤があることまでは確認している。ただ、その性状等は来年度以降に詳細な調査や試験等を行う必要がある。

来年度以降の調査において、地盤の関係で重力式コンクリートダムが選択できない結果となった場合、重力式コンクリートダムの基礎部分を少し広げるといった方法がある。それ以外の選択肢として、現地発生材とセメントで固めて上下流を同じ勾配で築造する台形CSGダムのほか、更に地盤が悪い場合は遮水層と石で築造するロックフィルダムが考えられる。

来年度以降の実施計画調査の結果等については、建設段階前の評価時に改めて説明させてもらいたい。

【渡部副委員長】

堤体の幅を広げることによる支持力確保、重量を軽くするためのフィルダムの選定などは、来年度以降の実施計画調査の中で検討することになると思われる。

現時点で選定している流水型ダムは、貯水が目的ではないが貯水はする。貯留型ダムの場合は周囲の止水をしっかりと行うが、流水型ダムの場合はどのような対策が取られるのか。

【建設部河川砂防課】

常に貯水するわけではないが、貯留型ダムと同等程度の遮水機能の有無を貯水池周辺で確認する必要があると考えている。

【渡部副委員長】

それに対応した調査は実施計画調査の中に入っているのか。

【建設部河川砂防課】

貯留型ダムと同様に貯水池周辺の調査を計上している。

【渡部副委員長】

堤体だけでなく、貯水池周辺の遮水もきちんと考慮しているということによいか。

【建設部河川砂防課】

そのとおり。

【中前委員】

補足資料 P6 で、ダムの整備によって家屋 5,416 戸の被害防止としている一方で、ダム整備後も家屋 95 戸、農地面積 422ha の被害が残ってしまうため、ダム整備の効果に少し疑義を感じる。ダムを整備してもこれだけの被害が残ってしまうことについて、全体的な治水計画を教えてください。

【建設部河川砂防課】

補足資料 P6 の左下におけるダム整備前の地形図について、着色している氾濫範囲は、現在実施中の災害復旧事業が完了した時点における地形データを基にシミュレーションしたものとなっている。

ダムから下流側には原始河川になっている区間もあるが、別途、河川改修事業により整備を進めていく予定で、ペーパン川におけるダム整備後の残被害はこの河川改修事業で対応することとしている。

また、補足資料 P6 の左下におけるダム整備後の地形図で左側は旭川市街地となっているが、市街地上流の氾濫範囲については、ペーパン川と同程度の流域を持った支川倉沼川の改修事業を北海道で進めており、整備によって被害の防止が可能となる。

【中前委員】

流域で考えた場合に、この流域ではダム整備プラス河川整備という 2 つの治水対策があり、河川整備の事業計画は別にあって、北海道で事業を実施しているということか。

【建設部河川砂防課】

そのとおり。

補足すると、B/Cの算定に当たっては、ダム整備と河川整備の効果が重複しないように、それぞれで調整している。

【厚井委員】

補足資料 P7 の環境情報の図について、一点鎖線で表示している洪水調節施設調査検討箇所周辺の下流側にダムを設置するイメージになるのか。

【建設部河川砂防課】

そのとおり。

一点鎖線の左端が現時点でダムサイトとして設定している場所になる。

【厚井委員】

補足資料 P7 の環境情報の図には様々な生物種が掲載されていて、流水型ダムのため平常時の貯水はないものの、ダム建設によってこれらの生物種に何らかの影響を及ぼすと思われるが、現時点で重要視する必要はないと考えているのか。

【建設部河川砂防課】

補足資料 P7 の環境情報は、下流側の河川改修事業を実施する際に上流側まで調査した結果となっており、河川沿いのみを調査したデータである。

貯水池は谷幅全てを使って整備することになるため、来年度以降の実施計画調査で必要な調査を全て行い、配慮が必要な生物種が確認された場合は環境保全措置等を検討した上で、建設段階前の評価時に説明させてもらいたい。

【厚井委員】

了解した。

猛禽類の巣が確認された場合などは、事業の実施自体が危ぶまれる状況になりかねないと思うが、現時点では事業実施に影響が及ぶような生物種は確認していないということでしょうか。

【建設部河川砂防課】

現時点では希少種や絶滅危惧種等は確認しておらず、下流側の河川改修工事でも確認されていない。

また、今後の調査で配慮が必要な生物種が確認された場合であっても、今までの事業で蓄積したノウハウがあるため、適切に対応したいと考えている。

【厚井委員】

了解した。

補足資料 P7 に溪流釣りの記載があるが、これについてもダム整備の影響は特にないということか。

【建設部河川砂防課】

ダム整備後はダムサイトの施設等の一部区域は立入禁止になると想定されるが、流域全体のごく一部であり、流域全体としては今の利用形態を極力保全できると考えている。

【内田委員長】

特に大きな問題点はないように感じる。

現地調査において中津川委員からは、貯留型ダムではなく流水型ダムを選定した根拠として、コスト面だけでなく魚類の産卵床の保全や上下流の移動など、環境面における優位性を示した上で、本日の委員会で議論してもらいたいとのことだったが、補足資料 P7 で説明や議論が行われたと思われる。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業要望を行うことは妥当」と認める。

(3) 公営住宅事業における近傍同種家賃設定に関わる論点の整理

【内田委員長】

最初に資料7のP2で、家賃が2種類ある理由等を担当課から説明するが、その前にこれまでの経緯を改めて整理する。

令和2年7月28日の令和2年度第3回公共事業評価専門委員会において、道営住宅建設費3地区に係る令和元年度公共事業（大規模等）事前評価の審議を行ったが、説明の中で金額の異なる2種類の家賃が出てきた。簡単に言うと、事業効果では高い家賃が設定されて便益が算定され、事前評価後に急に安い家賃が設定されていた。安い家賃の設定にメリットはあるが、建設費は1種類しかないにもかかわらず2種類の家賃が出てくることは問題であり、事業要望は妥当としたものの、審議の最後で2種類の家賃の乖離を改めるよう意見を述べた。

委員会終了後に、建設部の住宅局長から速やかに検討して改めて説明すると言われ、何回か説明されたが、内容がよく理解できないところがあったため、一度、公共事業評価専門委員会の場で他の委員にも聞いてもらって議論したいと考えた。

それでは、担当課から資料7のP2を説明してもらい、その後でP1により本案件の論点を整理させてもらう。

【建設部住宅課】

(資料7のP2に基づいて説明)

【内田委員長】

資料7のP2で追加の説明だが、下の図は、「公営住宅法の一部を改正する法律の運用について」(平成8年8月30日付け建設省住総発第135号 住宅局長通知)(以下、「国通知」という。)第2の2(1)イの「工事契約の関係から当該費用が類似の住宅のものとは比べて相当程度異なる場合等には、事業主体が、建設年度別、構造別及び床面積別の標準的な費用の額を設定することも許容される」こと(以下、「標準建設費設定根拠」という。)を基にした、工事契約の関係でやむを得ない場合には標準建設費を使ってもよいという内容である。

この図では、公営住宅を2期にわたり、第1期工事で居住棟とエレベーター棟を整備して、第2期工事で居住棟のみを整備するとした場合で、このように分けてしまうと、入居者の家賃は第1期工事の方が第2期工事より高くなることを表している。このため、このような場合には標準建設費を使ってもよいという説明だが、ここがよく理解できないところである。

国通知がポイントで、資料7のP1にどのような金額になっているかをまとめた。

道営住宅の過去の実績では、土地を含めない建設費(以下、「実績建設費」という。)が戸当たり約3,100万円で、これを基に計算される家賃で事業効果の便益を算定している。

一方、公表される高額所得者の家賃は標準建設費を基に計算されているが、標準建設費は国土交通省が毎年、地域の実情に合わせてモデル事業から決定しており、戸当たり約1,900万円となっていて実績建設費と差がある。ちなみに、公営住宅法第17条の規定に基づく補助金算定に用いられる家賃についても、標準建設費から計算されることを確認している。

資料7のP2の下に記載のとおり、2期にわたる工事の場合、全体の建設費は確定しているものの、工事内容や入札率の違いによって、家賃の計算上は実績建設費から標準建設費に変わっている。複数期にわたる工事の場合でも、最低入札金額といったものは恐らく決まってくると思われるため、およその建設費は把握できると思われるが、2期にわたる工事の場合には、建設費が実績建設費から標準建設費に変わってしまう。

このため、複数期にわたる工事で家賃を設定する場合の妥当な計算方法について、国土交通省住宅局に確認したところ、1つの事業で建設するため、期別に分けた家賃の設定は通常は考えられないとの回答であった。また、補足資料P2の下の図の事例について、第1期と第2期に

分けて発注する場合、標準建設費設定根拠に該当するか確認したところ、該当するとのことであつた。このようなことから、住宅課の手法は手続的に特に間違っていない。

ただ、公共事業評価専門委員会の審議や議会への報告の際に負担割合を国45%としているが、建設費がほぼ分かっている段階で国通知を活用して進めていることが問題と考えており、実績建設費と標準建設費の差額は北海道債で賄われ、子供や孫の世代が負担することになる。

初めて国通知を活用して今の手法を見つけた人は非常に頭が良いと思ってしまうが、そういうことではなく、家賃をもっと安くするために、質は維持しつつ建設費を下げる工夫をすべきであると考えている。

継続中の事業で急に実績建設費を基に家賃を設定するとハレーションが大きいと思われるが、今の手法は法的な問題はないものの、道民の信頼性といった道義的な観点では非常に問題があると思っている。国の負担割合についても、評価調書上は45%と記載しているが、補助金の上限額が決まっていることから実質は30%程度であり、その差額を借金として子供や孫の世代に負担させることにも強い疑問を持っている。

そこで、今後も家賃に係る現行の手法を続けていくことに対して、他の委員から意見を聞きたい。

《 質 疑 》

【渡部副委員長】

そもそも標準建設費が実態を表していないことが問題で、それを逆にこのような手法を採用しているのが現状と思われる。国の負担割合について、見かけの45%と実質の30%の差が生じるのは標準建設費が安すぎるのが原因であり、国土交通省は何をどのように誘導しようと考えて標準建設費を定めているのか、その辺りは知っているか。

【建設部住宅課】

回答の前に何点が訂正させてもらう。

まず、資料7のP1で実績建設費を戸当たり約3,100万円と記載しているが、令和2年度第2回公共事業評価専門委員会の審議を踏まえて更なるコスト縮減を行った結果、令和2年度第3回公共事業評価専門委員会では、戸当たり約3,100万円から同2,600万円まで下げたことは理解してもらいたい。

次に、国の補助率であるが、評価調書に記載している45%は建設に係る総事業費に対する補助率で、家賃補助は別の補助制度になっていることを理解してもらいたい。このため、便益算定に当たっては総事業費を基に算定した近傍同種家賃を使い、徴収する家賃は標準建設費、いわゆる主体附帯工事費を基に算定している。主体附帯工事費はこれまでも説明しているが、団地によって変更のない、いわばフレーム部分の金額を指し、団地ごとに変わる基礎部分等の地域特性を特例加算として主体附帯工事費に追加して、交付金限度額が積み上がる。

以上の内容を今一度、認識してもらいたい。

【内田委員長】

以前に標準建設費の45%が交付金の上限になると説明した内容は正しくないということか。

【建設部住宅課】

標準建設費は主体附帯工事費と特例加算の積み上げとなっている。

【内田委員長】

そうすると、実績建設費の45%が国から補助されているということか。

【建設部住宅課】

そのとおり。

【内田委員長】

了解した。

ただ、昨年度の第2回と第3回の公共事業評価専門委員会における議事録を確認したが、標

準建設費が交付金の上限になっているという内容であった。

【建設部住宅課】

住宅課としては説明したつもりでいたが、そこは説明不足だった。

【内田委員長】

主体附带工事費と特例加算の合計が戸当たり約 2,600 万円になっているのであれば、補足資料 P2 の下の図で表示している事例でも、第 1 期工事と 2 期工事の家賃は、いずれもその額で計算すればいいのではないか。

【建設部住宅課】

戸当たり約 2,600 万円は事前評価に当たって過去 5 年間の平均から算出した実績建設費だが、実際の家賃は建設後に入居者から徴収するため、そういうことにはならない。

【内田委員長】

事前評価の時点では、実際の建設費（以下、「実建設費」という。）が分からないということか。

【建設部住宅課】

そのとおり。

【内田委員長】

実建設費は分からないものの、実績建設費程度になることが想定されるわけではなく、標準建設費を使うということか。

【建設部住宅課】

戸当たり約 2,600 万円というのは、事前評価に当たって過去の実績から算出しているだけである。

【内田委員長】

それであれば家賃の計算も実績建設費を使う方がいいが、今は標準建設費で家賃を計算しているということでしょうか。

【建設部住宅課】

そのとおり。

【内田委員長】

そうすると、実績建設費と標準建設費に戸当たり約 700 万円の差が生じてしまい、事前評価時点では実建設費が分からないかもしれないが、実績建設費になることは分かるのではないか。

標準建設費には特例加算が入っていないため、実建設費がそこまで下がることはまずないような状況で、家賃の計算だけ標準建設費を使うというのは、全く関係のない標準建設費設定根拠を結び付けて安く見えるようにしていて、道民の信頼性を考えると問題であると思われる。

実績建設費で家賃を計算すればよいのではないか。

【建設部住宅課】

先ほども説明したが、公営住宅自体が社会福祉施策のため、低額所得者に対して低廉な家賃を設定する必要がある。

【内田委員長】

そのようなことであれば、それなりの建設費で造るべきではないか。

【建設部住宅課】

建設費を抑えていくべきということはおもっと思っている。

【内田委員長】

標準建設費設定根拠を活用して家賃を下げているということだが、コスト縮減による戸当たり約2,600万円で家賃を設定すれば、公平性の議論は関係なくなる。

【建設部住宅課】

1期工事と2期工事は施工年度が異なることから、1期工事の完了時に必ずしも2期工事の工事費が判明するわけではないため、道としては期別に建設された居住棟への入居者の公平性を勘案しなければいけないと考えている。

【内田委員長】

そのような回答は想定内で、1期工事の完了時に必ずしも2期工事の工事費が判明するわけではないとすれば、「工事契約の関係から建設費が相当程度異なる場合」に該当するかどうかも分からないこととなり、標準建設費設定根拠とはなり得ないはずである。

【建設部住宅課】

例えばエレベーター棟の有無で該当すると考えている。

【内田委員長】

そういうのではなく、2期工事の建設費が分かっている、1期工事の建設費と明らかな差がある場合にのみ標準建設費を使うことが認められている。

過去5か年の平均から実績建設費が分かっているにもかかわらず、標準建設費を用いることの説明ができないと思われる。

1期工事の完了時に必ずしも2期工事の工事費が判明するわけではないのであれば、両者の工事費が相当程度異なるかどうか分からないため、標準建設費設定根拠に基づく家賃の計算は説明がつかず、実績建設費で家賃を計算すべきと思われる、このような手法はいかがなものか。

【千葉委員】

基礎的な確認となるが、高額所得者の家賃を計算して、それをベースに家賃補助等を加味した低額所得者の家賃を決定するのか。あるいは、低額所得者の家賃は全く別の方法で計算するのか。

【内田委員長】

全て建設費を基に計算しているが、低額所得者の家賃は実建設費ではなく、標準建設費を用いて計算している。

【千葉委員】

高額所得者の家賃を計算し、家賃補助を差し引いた上で低額所得者の家賃を計算していて、標準建設費をベースに設定しているという理解でよろしいか。

【内田委員長】

そのとおり。

【千葉委員】

国土交通省が定めている標準建設費と主体附带工事費が戸当たり約1,900万円で、特例加算等を含めた実績建設費が戸当たり約2,600万円ということか。

【内田委員長】

そのとおり。

【千葉委員】

了解した。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

家賃について、事務局から修正させてもらう。

公営住宅の家賃はⅠ分位からⅧ分位に分かれており、収入の少ないⅠ分位からⅣ分位は建設費と関係なく、政令で家賃が定められている。一方、Ⅴ分位からⅧ分位は近傍同種家賃と分位に応じた割合を基に家賃を計算している。

【建設部住宅課】

近傍同種家賃は高額所得者だけではなく、Ⅴ分位からⅧ分位の家賃にも影響する。

【千葉委員】

便益で算定している家賃収入について、事前評価時点では高額所得者と低額所得者の入居割合が分からないと思われるが、どのように便益を算定しているのか。

【建設部住宅課】

過去5年間の平均の建設費（推定再建築費）から計算された家賃が近傍同種家賃で、それを基に便益を算定しており、高額所得者と低額所得者の割合等は加味されていない。

【千葉委員】

便益算定上の近傍同種家賃は、基本的に高額所得者の家賃をベースに考えられることになるのか。

【建設部住宅課】

主体付帯工事費と特例加算の積み上げである交付金限度額と考えてもらいたい。

【内田委員長】

家賃計算時のほかに、便益算定時にも近傍同種家賃を使うが、その違いは後者が実績建設費を用いている一方、前者は国土交通省が定めた標準建設費を用いていることで、事前評価のB/Cでは恐らく戸当たり約2,600万円も用いていなかったのではないかと。

【建設部住宅課】

事前評価のB/Cは戸当たり約3,100万円を用いて算定していた。

【内田委員長】

戸当たり約3,100万円を基に、一律14~15万円/月・戸の家賃で全員が入居する設定で便益を算定しているが、事前評価直後に標準建設費で家賃が計算される。

実績建設費と標準建設費が乖離しているため、事前評価後に建設費が非常に安くなっているような印象を受ける。

【千葉委員】

了解した。

数字を扱う者としての立場からすると、高額所得者は北海道の保護を受ける必要があまりなく、基本的に実績建設費をベースとして計算した家賃を徴収するのが普通の考え方かと思われる。

このため、渡部副委員長の指摘していた、標準建設費と実績建設費の乖離が問題だということには同意するが、実績建設費は完成後に判明することに鑑みて、高額所得者の家賃は、実績建設費に近い、特例加算を含めた実績建設費をベースに計算することが合理的な考え方かと個人的に思う。

【建設部住宅課】

近傍同種家賃は高額所得者の家賃ということ、収入分位がⅠ分位からⅣ分位は政令で家賃が決まっていることは先ほどの話のとおりであるが、入居当時の世帯月収が15万8千円以下であれば道営住宅に応募ができる。

入居後、世帯月収が15万8千円を上回った場合、家賃は近傍同種家賃を使い割り増し家賃と

なり、世帯月収が15万8千円を少し上回る入居者がしばらく道営住宅に住んでいると、近傍同種家賃がその入居者の家賃となってしまう。このため、便益算定の家賃14万円/月・戸を徴収家賃とした場合、世帯月収15万8千円を少し上回る状態が3年間続いた入居者は、14万円/月・戸の家賃を払うことになってしまう。

便益算定上の家賃と徴収する家賃は切り離して検討しなければいけないと思っており、実建設費は少しでも下げられるよう努めていくが、公共事業評価専門委員会で入居者の家賃計算方法まで決定することは行き過ぎではないかというのが住宅課の意見である。

【内田委員長】

継続中の地区に対しては改善を求めないが、今後も同じことを続けていくのかというところを問題にしている。

標準建設費と実建設費に大きな乖離があるのであれば、例えば外断熱工法は北海道では標準であるといったことを国土交通省に説明して標準建設費を実建設費に近付けるか、実建設費を下げるか、何らかの対応が必要であるが、両者に乖離がある限りはこのような議論が今後も起こると思われる。

家賃を低く抑えることは良いことだと思うが、今の議論と全く関係のない国通知を用いても説明することはできず、道民の信頼を得られるのか疑問で、建設費を適切なレベルにすべきである。

仮に、戸当たり約2,600万円で計算した場合の家賃はどれぐらいか。

【建設部住宅課】

14万円強/月・戸となる。

【内田委員長】

それは戸当たり約3,100万円の時ではなかったか。

【建設部住宅課】

戸当たり約3,100万円の場合は約16万円/月・戸だったかと思われる。

【内田委員長】

本来はその程度の家賃になる建物を造っていて、安く入居させたいという気持ちは分かるが、一物二価的な運用をしていると今回のような議論は今後も残ると思われる。

継続中の地区や入居中の人達に高い家賃を求めると大変だと思うが、このように進めていくというのが住宅課で議論した結果か。

【建設部住宅課】

継続中の地区のことだが、現在はほぼ全てが老朽化した建物の建替となっており、新たに建設することはしていない。

【内田委員長】

そのようなことを聞いているのではなく、これからも同じ方針かどうかを聞いている。

【建設部住宅課】

建替前の住宅の入居者が建替後の住宅に入居し、世帯月収が15万8千円を上回った場合、家賃が大幅に増えてしまうことになるため、北海道としては従来どおりの手法で家賃を決定していくべきと思っている。

【内田委員長】

継続中の地区は従来どおりで問題ないと思う。

国土交通省に確認すると、複数期の施工の場合に期別で異なる家賃の設定は考えられないと言われている一方で、標準建設費設定根拠に該当することも認めているため、手法が間違っているわけではないが、この手法が公共の福祉に資するものなのかという疑問がある。

【渡部副委員長】

事業効果は架空の家賃収入を基に算定しているため、ルールに従うしかないと理解しており、標準建設費と差が生じることはやむを得ないと思われる。

一方、標準建設費を国土交通省がどのように考えて設定しているのか。標準建設費を上げすぎると家賃が高くなると考えて国土交通省が意図的に設定しているのであれば北海道としてもどうしようもないが、国土交通省が標準と言うのであれば、国土交通省に地域事情を説明して上げるよう求めていくべきだと思う。

いずれにしても国土交通省の考えをもっと知らないと言論が進まないと考えており、道民の立場としては、国土交通省とその辺りのやり取りをしてもらいたいと思っている。その結果、国土交通省が意図して非常に安い標準建設費を定めているのであれば国土交通省が誘導していることになり、実態を表した価格ということであれば高い額に設定すべきだという話になると思われる。

【内田委員長】

標準建設費は毎年モデル事業を選定して国土交通省で決めているが、北海道からもモデル事業として出しているわけではないのか。

【建設部住宅課】

前回の標準建設費は北海道以外の場所でまず基準を決めて、その後に地域要件を追加して主体附帯工事費を算出したと聞いている。

【内田委員長】

北海道では現行の標準建設費でまともに建設できず、実建設費はかなり高くなっているということであれば、標準建設費の見直しを国土交通省にきちんと働きかけてもらいたい。

【建設部住宅課】

国土交通省には、毎年、主体附帯工事費の引き上げを要望しているが、少しずつしか上がらないというのが現状である。

【内田委員長】

繰り返しになるが、資料7のP2の下の図について、公平性の確保を理由とした近傍同種家賃設定根拠に基づく家賃の計算は住宅課独自の手法と解釈しているが、国土交通省では複数期の施工の場合でも事業単位での家賃設定が妥当としている。

また、加算分を含めた実績建設費が戸当たり約2,600万円になるのであれば、継続中の地区は経過措置を適用しつつ、これに基づいて家賃を計算すべきと考えるが、今後、建替を行う場合も検討して改善する意向はないのか。

【建設部住宅課】

入居者への影響の有無を考える必要があり、入居者も道民であることを踏まえれば、現在は老朽化した建物の建替を行っているため、建替前後で入居者の家賃が上がることは常に考えられる状況である。このため、今後の事業で建替を行った場合に、家賃の計算方法が変わることは今の状況では考えにくいことから、いろいろな意見が出ているが、今後も現行の手法で進めていきたいと考えている。

【内田委員長】

仕方がない部分もあると思いつつ、納得できない部分もある。

【千葉委員】

実績建設費による家賃は14万円/月・戸となって、北海道では実態から大きく乖離するという記述になっているが、高額所得者が道営住宅に住む意味について、国土交通省や北海道がどのように考えているのか分からない。

また、実績建設費をベースに家賃を計算したら民間住宅の家賃と大きく乖離するというのであれば、そもそも実建設費が民間住宅に比べて高くなっていることの裏返しかと思うが、そ

の辺はどのように考えているか。

【建設部住宅課】

世帯月収が31万3千円を超えてから2年が経過すると高額所得者に認定されて、明け渡しをしなければならないことになるが、収入分位がⅤ分位からⅧ分位の入居者は明け渡しの努力義務はあるものの、割り増し家賃を払うことによって継続して入居できる制度になっている。入居者の収入が増えることは当然想定することができ、収入が増えたからといってすぐに明け渡しとなるわけではないことから、入居者の住宅を安定させる必要があることを理解してもらいたい。

実績建設費で計算した家賃が16万円/月・戸という話があったが、公営住宅では家賃算定基礎額というのを別に定め、最大でも9万円/月・戸をイメージしており、民間の賃貸住宅と同じレベルと考えている。また、家賃の計算方法は不動産鑑定上の積算法を使っているが、民間の賃貸住宅の場合は収益を見込むため、公営住宅で想定している家賃との相違があると理解している。

【千葉委員】

民間の賃貸住宅では、当然、建設費を回収するような家賃を設定することから、それよりも道営住宅における高額所得者の家賃の方が高いことになるのであれば、一般論としては道営住宅の建設費が高すぎるのではないかとと思われるが、その点はどうか。

【建設部住宅課】

道営住宅の建設に当たっては公共単価を用いており、北海道内の建設業者に対する保護という意味もある。また、民間住宅と比較して、グレードの違いもあるかと思っている。

道営住宅では、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく性能基準として国土交通省から300が示されており、それに基づいて建設しているため、断熱性や気密性に非常に優れている。それに対して民間の賃貸住宅は、断熱材でいうと道営住宅の1/3程度しか入っておらず、入居者が光熱費等を負担することで住んでいる状況を勘案すると、道営住宅の建設費が高いとは決して思っていない。

【千葉委員】

公営住宅の必要性は十分に理解しており、民間の賃貸住宅より高性能だということも分かったが、規制が厳しくなって、民間の賃貸住宅でも質の悪い住宅は少なくなってきていると理解している。このため、実建設費が民間の賃貸住宅に比べると割高なのではないかと疑っており、最低限の品質は保持しつつ、できるだけ安く建設できるような手法を検討すべきと思っている。

また、入居者の家賃について、今の入居者の家賃に言及するつもりはなく、内田委員長と同様に、家賃の計算方法が2種類あることに対して今後の方針を考えてもらいたいという主旨である。さらに、民間の賃貸住宅との棲み分けを含め、標準建設費が戸当たり約1,900万円であることの妥当性を考えてもらいたい。

【内田委員長】

千葉委員の意見と同じで、元々の世帯月収が15万8千円を超えている場合には道営住宅に入れないことを考えると、世帯月収が15万8千円を超えた場合は基本的に明け渡しとすべきである。

また、道営住宅は主に1LDKや2LDKで、広くても3LDKだが、実績建設費は民間住宅と比べるとかなり高いため、標準建設費と実建設費が大きく乖離しているのであれば国土交通省に改善を訴えるほか、実建設費を下げるのであれば実建設費に見合った住宅を建設するようにしてもらいたい。

先ほど民間の賃貸住宅の質が低いとの話であったが、一方で事前評価時はPFIやPPP等の民間活用との比較検討を行った結果、直接建設（北海道が設計・建設・管理運営を実施）が有利になっているにもかかわらず、実績建設費が標準建設費より戸当たり700万円以上も高いことは普通に考えると説明できないため、ただの検討ではなく、改善に向けて検討を行ってほしい。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

家賃について補足する。

世帯月収が31万3千円を上回る場合は基本的に道営住宅に入居できず、入居中に上回った場合は明け渡す仕組みになっている。世帯月収31万3千円以下は8つの収入区分に分かれていて、世帯月収15万8千円以下のⅠ分位からⅣ分位の人しか入居することができず、家賃は政令で定められている。また、Ⅴ分位とⅥ分位は裁量階層といわれていて、母子家庭や障害者が入居できる。

【内田委員長】

今の入居者の家賃は従来どおりにすべきということは理解しており、そのような各論を議論しているわけではない。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

新たに入居できるのは、Ⅰ分位からⅣ分位に該当する人だけということをお伝えしたかった。

【内田委員長】

問題は一物二価となっていて、実績建設費の戸当たり約2,600万円と標準建設費の戸当たり約1,900万円の差が大きく、事前評価後が変わっていることで、そこに違和感がある。

【渡部副委員長】

標準建設費が安いことは非常に気になっているため、それについては実態に合わせたいということをお伝えし、国土交通省にしっかり伝えてもらいたい。

一方、公共建築物の建設費が高くなるのは仕方ない部分があつて、関係法令の基準等を遵守するだけでなく、災害発生時の安全性等も考慮して建設されるが、民間住宅の場合は関係法令の基準等を満足さえしていれば、建設費を安くしようという心理が働く。

また、公共建築物の建設には、最低価格や入札等に係る制度上の問題や民間住宅と比較した工期の長期化等の事情があることから、建設費を民間住宅と直接比較することはできないと考えている。

ただし、内田委員長や千葉委員の言うとおりに、民間住宅との差が大きすぎるところには工夫の余地があると思われるため、どこまで差を縮められるのか、内部でしっかり考えて工夫してもらいたい。

【内田委員長】

中間案のようなものであるが、実績建設費と標準建設費に差があることについて、ある程度は仕方ないということはお伝えしたが、両者の差が大きいことが問題とされているため、今後、検討してもらいたい。

【建設部住宅課】

各委員の言うとおりに、実績建設費が民間住宅と比べて高いことは承知しており、今後も北海道として設計段階から詳細に検討して、少しでも実績建設費を抑えられるように努力していきたい。

【中前委員】

低額所得者が入居する道営住宅が、普通に働いている人が居住する住宅よりはるかに高性能な住宅だったら、税金を納めている道民の目線から見ると公平性に欠けるのではないかと思われる。道営住宅の実建設費が高くなることは仕方ないことかもしれないが、民間住宅の建設費と大きな差が生じることは良くないと思われ、不公平感を感じる道民も出てきてしまうと思われる。

このため、実績建設費をもう少し下げるなり、標準建設費を上げるなりといった見直しは必要だと思われる。

【内田委員長】

厚井委員から何かあれば発言をお願いします。

【厚井委員】

事業効果の便益はマニュアルに基づいて実績建設費で算定し、徴収する家賃は標準建設費で計算しているとのことだが、費用は実績建設費で算定し、便益は標準建設費で算定した場合、B/Cが1未満となることはあるのか。

【建設部住宅課】

公営住宅を整備する際のB/Cは、マニュアルにおいて0.8以上で良いとなっている。また、B/Cが0.8未満となった場合でも、民間住宅を市場家賃で借り上げた場合又は現行ストックをそのまま管理した場合と比較して、B/Cが改善すれば良いとなっている。

事前評価のB/Cは実績建設費で費用も便益も算定しており、便益だけ標準建設費で算定してB/Cを計算しているわけではない。この結果、事前評価の対象となった3地区のB/Cは0.96又は0.97となっている。

もし標準建設費で費用も便益も算定すると、要した費用が家賃収入になるため、事前評価のB/Cと同様にほぼ1となる。

また、実績建設費で費用を算定し、標準建設費で便益を算定すると、B/Cは相当程度低下すると思われる。

【厚井委員】

公共事業のため、B/Cはマニュアルに基づいて実績建設費を用いているが、標準建設費と乖離があることは腑に落ちない。これまでの議論のとおり、実建設費を下げつつ標準建設費をもう少し実態に近い金額に上げることで、その疑問が少しでも解消されればいいと感じた。

【内田委員長】

改善に向けて、実績建設費と標準建設費の差を縮めるように検討してもらえるとということで非常に安心した。

今の居住者に悪影響が出ない程度でいいが、今後、是非そのように進めてもらいたい。

3 その他

特になし。

4 閉会